

平成三十年七月二日提出
質問第四二二二号

鎮痛消炎外用貼付剤に関する質問主意書

提出者
柚木道義

鎮痛消炎外用貼付剤に関する質問主意書

パップ剤やテープ剤などの外用貼付剤のうち鎮痛消炎外用貼付剤は、皮膚表面の患部または皮膚を通して局所患部へ有効成分を到達させることで効能を発揮し、整形外科等の分野において運動器疾患の治療薬として必要不可欠の医薬品である。使用部（患部）への直接的な効果が期待でき、胃腸障害がほとんどない、全身性の副作用が少ない、使用の中断が容易、冷感・温感等の副次的な効果が期待できる、食事に関係なく使用できるなどの優れた特徴を有している。特に現今の「人生一〇〇年時代」にあつて多くの方々の生活の質（ＱＯＬ）の向上や維持に貢献している。

この鎮痛消炎外用貼付剤に関して以下質問する。

一 社会保障審議会医療保険部会等にて薬剤自己負担の引き上げに関する議論が行われていると聞いている。整形外科等での保険診療を通じて患者に提供されている現状を踏まえ、鎮痛消炎外用貼付剤については今後も公的医療保険の給付対象として位置づけられるという理解で良いか。

二 鎮痛消炎外用貼付剤を今後も公的医療保険の給付対象と位置付ける場合に、患者の自己負担を別途追加することは、若年者より一般的に所得の低い高齢者が主として用いていることを考えると現実的ではない

と考えるが、見解を伺う。

右質問する。